第八十八条第二項中「十八歳」を「十七歳六か月」に改める。

第九十条第一項中「限る」を「限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る」に改める。

第九十五条の六第一項の表の備考一のホ中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同表の備考一のホ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録　その者の十八歳の誕生日

第九十六条第一項中「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許」を「、第一種免許」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）も受けることができる。

第九十六条に次の一項を加える。

7　第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。

第百十七条の二の二第一項第三号中「車両等（」の下に「自転車以外の」を加え、同項第八号ヌを同号ルとし、同号ロからリまでを同号ハからヌまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第十八条（左側寄り通行等）第三項の規定の違反となるような行為

第百十七条の三の二第二号中「車両等（」の下に「自転車以外の」を加え、同条第三号中「車両（」の下に「自転車以外の」を加える。

第百十八条第一項第四号中「若しくは原動機付自転車」を「、原動機付自転車若しくは自転車」に改める。

第百十九条第一項第六号中「第二項、」を「第二項若しくは第三項、」に改める。

第百二十条第一項第二号中「第二十五条」を「第十八条（左側寄り通行等）第四項、第二十五条」に改める。

第百二十五条第一項中「(重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。)」を削り、同条第二項第一号中「(特定小型原動機付自転車」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を削り、同項第二号中「状態」を「状態若しくは」に改め、「規定する状態」の下に「で車両等を運転していた者」を、「車両等」の下に「(自転車以外の軽車両を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四　十六歳未満の者

別表第一第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているものの項中「原動機付自転車（以下」の下に「この表において」を加える。

別表第二第百十八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車、原動機付自転車及び重被牽引車以外の軽車両（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）」に改め、同表第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車及び原動機付自転車」に改め、同表第百二十条第一項第二号から第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為の項中「第六号まで」を「第七号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三項の規定　公布の日

二　第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第百十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第百十七条の三の二の改正規定及び第百十八条第一項第四号の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十五号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第八条中「、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により」を削る。

第十三条第一項中「から第七条まで」を「、第五条、第七条」に、「第十二条」を「前条」に改め、同条第四項中「第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は」を「第七条の規定は、」に改める。

第十七条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「第七条第一項」を「第七条」に、「者」を「とき。」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。

附則第二項中「から」を「、第五条、」に改め、「まで」を削る。

附則第五項を削る。